

<b>公安委員会</b> <b>説明資料No. 1</b>	<b>「平成22年度実績評価書（案）」等</b> <b>について</b>	<b>平成23年7月21日</b> <b>総務課</b>
<p><b>1 「平成22年度実績評価書（案）」（資料1、2）</b></p> <p><b>(1) 概要</b></p> <p>「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」及び「平成23年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、「平成22年度実績評価計画書」において示した29の業績目標の実現状況を評価し、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするもの。</p> <p><b>(2) 評価の結果</b></p> <p>ア 「達成された」と評価した業績目標  「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」等6目標</p> <p>イ 「おおむね達成された」と評価した業績目標  「重要窃盗犯に係る捜査の強化」等20目標</p> <p>ウ 「達成が十分とは言い難い」と評価した業績目標  「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」等3目標</p> <p><b>2 「平成22年度政策評価実施結果報告書（案）」（資料3）</b></p> <p>政策評価法に基づき、22年度に実施した政策評価の結果の概要及び評価結果の政策への反映状況についてまとめたもの。</p> <p><b>3 目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組の実施について（資料4）</b></p> <p>総務省行政評価局長通知に基づき、目標管理型の政策評価の改善方策として、実績評価書等の様式を変更するなどの試行的取組を実施したもの。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 第22回警察庁政策評価研究会の開催</p> <p>上記「平成22年度実績評価書（案）」等の作成に当たり、6月22日（水）に第22回警察庁政策評価研究会を開催し、外部有識者から意見を聴取した。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>上記「平成22年度実績評価書（案）」等については、警察庁ウェブサイトで公表するとともに、政策評価法の規定に基づき総務大臣に送付する。</p>		

## 1 現状

- 自転車の保有台数は約6,900万台（自動車保有台数は約7,800万台）
- 平成22年中の自転車関連事故は15万1,626件（1日当たり約415件）  
※ 全交通事故の20.9%。自転車対自転車・歩行者の交通事故は6,556件
- 自転車走行空間は、自転車道約1,300km（全道路の0.11%）・自転車専用通行帯約200km（0.02%）・自転車が通行可能な歩道約7万7,000km（6.4%）

## 2 これまでの主な施策

### (1) 法令改正

#### ア 道路交通法改正（平成20年6月1日施行）

- 自転車の歩道通行要件の拡大（児童、幼児、高齢者、障害者等）
- 歩道上の自転車通行指定部分における自転車の徐行義務の限定

#### イ 標識標示令改正（平成22年12月17日施行）

- 路側に設置できる規制標識「普通自転車専用通行帯」を新設し、自転車専用通行帯の整備を推進

### (2) 駐輪場の整備の促進

- 国土交通省や自治体と協力し、駐輪場の整備を促進
- 全国の駅周辺の駐輪場は約1万1,500箇所、自転車駐車可能台数は約432万台（平成21年）

### (3) 自転車通行環境整備モデル地区事業（平成20年～）

国土交通省と共に、全国98地区をモデル地区に指定し、自転車通行環境の整備効果、整備上の課題、課題に対する対応等を集約する自転車通行環境整備モデル地区事業を実施

- 自転車関連事故は、全ての整備手法において整備前より減少
- 自転車道や自転車レーンの整備は、事故の減少幅が大
- 今後、国土交通省と連携し、整備ガイドラインをとりまとめ

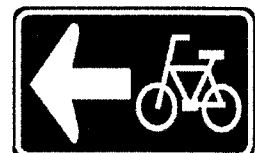
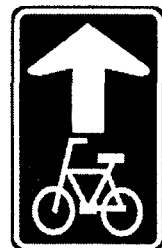
## 3 標識標示令改正案に対する意見の募集について

### (1) 内容

自転車の通行を整序化するため、歩道・自転車道における自転車の一方通行規制を可能とする規制標識「自転車一方通行」を新設

### (2) 意見募集期間

平成23年7月22日（金）から8月20日（土）まで



**1 開催日時等（予定）**

- 平成23年7月26日（火） 閣議前
- 全閣僚が構成員（内閣総理大臣が主宰）

**2 会議の内容****(1) 決定事項**

死因究明制度に関するワーキングチームの設置について

《国家公安委員会委員長から説明》

**(2) 報告事項**

- 被災地等における犯罪情勢と警察の取組  
《国家公安委員会委員長から報告》
- 刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組
- 平成23年度銃器対策推進計画
- 児童ポルノ排除総合対策推進状況
- 被災地等における安全・安心の確保対策の進捗状況
- 人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）
- 消費生活侵害事犯対策の進捗状況等
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008の進捗状況  
《以上内閣官房副長官から報告》

**(3) その他関連発言**

《国家公安委員会委員長から「最近の警察における治安対策に係る取組」について発言予定》

**(4) 自由討議****(5) 総理指示****3 死因究明制度に関するワーキングチームの設置について**

本年4月に公表された「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」の最終取りまとめを参考に、関係省庁との緊密な連携の下、新たな死因究明制度を検討・構築するため、ワーキングチームの設置を提案するもの。

公安委員会

平成24年度警察庁予算概算要求

平成23年7月21日

説明資料No. 4

重点項目（案）について

会計課

(略)

## 1 経緯

- アフガニスタンの治安回復のためには、アフガニスタンの軍や警察の能力向上への支援が国際的な課題。
- アフガニスタン警察官の訓練については、EU、トルコ等がアフガニスタンにおいて実施。
- そうした中、より多くの警察官の育成を早急に行う必要から、トルコ国内の施設で同国警察の教官によりアフガニスタン警察官の速成的な訓練を行うとの計画が進展。
- 昨年9月の国連総会の場等で、日本政府として、トルコにおけるアフガニスタン警察官訓練を資金面及び警察からの講師派遣の双方で支援していくことを表明。
- 警察としては、アフガニスタン警察官に対し柔道訓練を行うとともに、これを通じて、警察官としての規律や職業倫理を教えることで、アフガニスタン警察組織の能力向上に貢献できるとして、柔道講師をトルコに派遣することとしたもの。

## 2 支援内容

### (1) トルコにおけるアフガニスタン警察官訓練の概要

- トルコ警察が、同国シヴァス市（アンカラ東方約500km）に新設した「シヴァス警察訓練センター」でアフガニスタン警察官に対する6か月の訓練を2回行い、合計1,000名を訓練するもの。
- 1回目の訓練は、7月25日、500名を対象に開始。

### (2) アフガニスタン警察官に対する柔道訓練の概要

#### ア 訓練期間等

- 7月25日から10月7日までの11週間。
- オリエンテーション2時限及び実技訓練42時限。

#### イ 柔道講師の派遣

- 警視庁から6名をJICA短期派遣専門家として派遣。
- 1時限に5～6名の講師が、約100名のアフガニスタン警察官を指導。
- 派遣期間は88日間（出国：7月18日、帰国：10月13日）

## 1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁では、第1四半期監察の全国統一実施項目を「情報セキュリティ対策の実施状況」と定め、2(1)から(4)の各項目について、東日本大震災による被害が甚大な3県警察（岩手、宮城及び福島）を除き、警察庁本庁は警視庁など13都道府県警察に対して、管区警察局は31府県警察に対して、監察を実施した。

## 2 監察実施結果

### (1) 警察情報に係る物的な情報セキュリティ対策の実施状況

- 電子計算機には、外部記録媒体の接続を制限するソフトウェアが確実に導入されるとともに、外部記録媒体を接続して情報を記録する場合には自動的に暗号化する機能が付与されているなど、外部記録媒体の接続に対する物的な情報セキュリティ対策が講じられていた。
- 一部の電子計算機について、一定時間操作がない場合には操作を禁止する設定がなされておらず、不正利用の防止対策が不十分な事例が認められたため、改善するよう指導した。

### (2) 警察情報に係る人的な情報セキュリティ対策の実施状況

- 情報セキュリティについての指導・教養は適切に実施されていたが、職員が外部記録媒体に警察情報の入出力操作を行った場合の証跡の検証を定期的に行っていないなど、外部記録媒体に対する人的な管理が不十分な事例が認められたため、改善するよう指導した。

### (3) 刑事部門における警察情報管理システムの管理状況

- 「情報分析支援システム（注）」を用いた照会等の管理簿を同システムから規定どおりに印字出力しておらず、印字出力に漏れや遅延があるなど、同システムに係る照会・出力資料の管理が不十分な事例が認められたため、改善するよう指導した。

（注）犯罪統計、犯罪手口等の情報を集約し、犯罪発生状況等を地図上に表示するとともに、他の情報と組み合わせ、被疑者の特徴等を1台の端末装置で分析することを可能としたシステム

### (4) 警備部門における警察情報管理システムの管理状況

- 警備部門で利用する警察情報管理システムについては、必要な職員のみアクセス権を付与し、指紋認証登録等の管理を徹底するなど、基本的な運用管理体制が整備されるとともに、登録や照会に係るプロセスの確実な記録・保存などにより、その状況が適切に管理されていた。

## 3 今後の取組

今回の監察において不十分と認められた点については、今後の随時監察、警察情報セキュリティ監査等を通じて、その改善措置状況を検証していく。

## 1 概要

- 懲戒処分者数は166人であり、平成22年上半期の懲戒処分者数180人と比較して14人(7.8%)減少。
- 懲戒処分の種類のうち、免職、減給及び戒告が減少し、停職は増加。
- 行為責任による処分者のうち、業務上は41人(-32人(前年同期比。以下同じ。))、私行上は111人(+15人)。
- 懲戒処分者のうち、逮捕者は28人(-6人)。

## 2 懲戒処分者数の推移

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計	年間合計
23年上半期	16	40	58(1)	52(13)	166(14)	—
22年上半期	22	37	61(1)	60(10)	180(11)	385(35)
21年上半期	21	17	32(1)	25(5)	95(6)	242(17)
20年上半期	18	23	45	39(3)	125(3)	252(5)
19年上半期	19	17	58	48(6)	142(6)	303(18)
18年上半期	15	40	72(2)	67(10)	194(12)	361(23)
17年上半期	14	21	48(1)	47(2)	130(3)	341(15)
16年上半期	19	26	64(3)	57(3)	166(6)	488(10)
15年上半期	13	45	82(3)	79(7)	219(10)	432(18)
14年上半期	26	42	136(13)	114(17)	318(30)	568(38)
13年上半期	13	38	69(5)	95(18)	215(23)	486(41)
12年上半期	38	26	100(27)	96(36)	281(63)	546(84)

注1：( )内は監督責任による処分者数を内数で示す。

注2：12年の合計欄数値は、諭旨免職(同年6月14日以降運用を停止)の21人を加えたもの。

## 3 事由別処分者数

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
勤務規律違反等			5	8	13
業務不適切		2	2	2	6
警察手帳・貸与品紛失等					0
公金・公文書紛失及び公文書偽造等			6	2	8
職権濫用・収賄供給	1	1			2
暴行等		3	5	2	10
窃盗詐欺横領等	4	15	14		33
交通事故違反	6	2	2	11	21
飲酒上信用失墜・異性関係		8	10	10	28
特別法犯等	5	9	13	4	31
監督責任			1	13	14
計	16	40	58	52	166

## 1 概要

自動車安全運転センター（以下「センター」という。）の理事長職（任期2年）に関し、現理事長の任期が平成23年10月31日をもって満了することから、その後任者について公募により選任しようとするもの。

- 現理事長 小林 武仁（常勤、警察庁出身、62歳）

## 2 公募の実施要領

### (1) 実施期間

平成23年7月26日から平成23年8月26日までの1ヶ月間(※)

※ センター及び警察庁HPにおいて公表する。

### (2) 選考方法

選考委員会(※)による一次選考(書類審査)及び二次選考(面接審査)

※ 選考委員(大学教授、弁護士、企業経営者の3名)

### (3) 応募に必要な資格、経験等

- 中立性・公平性を担保して職務を遂行でき、また、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること
- 道路交通の安全に寄与する推進機関であるセンター理事長として、職責を果たす熱意と責任感を有すること。また、センターの経営について理念を持つとともに、経営能力、リーダーシップ、実行力等を有すること
- 国の機関や民間企業等との円滑な渉外交渉や調整を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること

等

## 3 今後のスケジュール

- 9月9日 選考委員会による書類審査
- 9月12日 選考委員会による面接審査
- 10月上旬 評議員会の役員選任議決  
理事会による役員選任議決
- 10月上旬～中旬 国家公安委員会への認可申請(※)
- 11月1日 新理事長就任

※ 自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第20条

役員を選任及び解任は、国家公安委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。



**1 台風第6号の状況**（7月21日午前6時現在）

大型の台風第6号は、八丈島の南約150キロにあって、毎時約20キロの速さで南東に進んでいる。中心付近の気圧は985ヘクトパスカルで、中心付近の最大風速は毎秒25メートル。

21日の午後6時には、鳥島の東約70キロに進む見込み。

**2 人的被害状況**（7月21日午前6時現在）

	宮 城	埼 玉	愛 知	三 重	滋 賀	大 阪	兵 庫	奈 良	和歌山
死 者									
行方不明者								1	
負傷者	1	1	8	4	3	1	4		4
	岡 山	広 島	徳 島	香 川	愛 媛	高 知	大 分	宮 崎	合 計
死 者						1			1
行方不明者									1
負傷者	3	7	2	12	2	2	1	1	56

**3 警備体制**

- 警察庁では19日午後3時、災害対策室長を長とする災害情報連絡室を設置して、被害情報の収集等を実施。
- 九州、四国、中国、近畿、中部及び関東管区警察局では、災害警備連絡室等を設置。
- 関係都道府県警察では、警備課長等を長とする災害警備連絡室を設置して、被害情報の収集その他所要の災害警備活動を実施。

**4 主な災害警備活動**

- 奈良県警察では、機動隊員及び警察署員が、天川村で行方不明となった者の捜索を実施。21日も午前9時より捜索を再開。
- 高知県警察では、県警へりを活用しながら、警察署員が消防団等とともに、四万十市で行方不明となった者の捜索を実施。20日午後1時48分、同人は河原で遺体で発見。

## 1 被害状況（7月20日現在。以下同じ。）

死者：15,597人、行方不明者：4,980人、負傷者：5,694人

## 2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約60,600人の警察官を派遣。
- 約11,300人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約3,300人（岩手約1,100人、宮城約1,400人、福島約800人）

## 3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約19,400人	約25,200人	約16,000人	約60,600人
人・日(延べ)	約162,200人	約208,300人	約130,200人	約500,700人

## 4 主な災害警備活動

## ○ 行方不明者の搜索活動

岩手県警察では約490人（うち特派約460人）、宮城県警察では約650人（うち特派約590人）、福島県警察では約20人（自県のみ）の態勢で搜索活動を継続。

## ○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約260人態勢で警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約240人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

## ○ 身元確認

警察官約240人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約14,100体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約91%）。

## ○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。行方不明者について、親族等からの求めに応じて死亡届に添付する書面を交付するほか、遺族年金等の審査事務を行う機関等からの照会に対応。

## ○ 一般道の通行止め状況（7月11日現在）

道路損壊等による被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の一般道（国道・県道）の通行止めは、5月25日現在（88ヶ所）から33ヶ所減少し、合計55ヶ所（岩手県7ヶ所（-3ヶ所）、宮城県23ヶ所（-25ヶ所）、福島県25ヶ所（-5ヶ所））。国道45号線が開通し、国道398号線でも多くの通行止めが解除。

## ○ 通信機能の維持・復旧のための活動

東北管区内の各県情報通信部において、全国からの応援（30人）を得て、通信機器、無線中継所の復旧に向け、補填、修理、廃棄等を計画的に実施中。原発による警戒区域内の無線中継所の障害、停電時における代替手段を決定し、通信機器等の設置に向け、対応中。